

「過去の商品先物取引における損金を取り戻します。」等との  
電話には十分ご注意ください

株式会社 日本商品清算機構

最近、過去に商品先物取引をしていたお客様から「手数料等を支払えば過去の商品先物取引における損金を取り戻せる。」といった電話がかかってきた旨の相談が当社に寄せられております。

このような内容の電話につきましては、十分にご注意いただくとともに、万一、金銭等を支払ってしまった場合には、弁護士又は最寄りの警察にご相談することをお勧めいたします。

関係各所から注意喚起がなされておりますので、あわせてお知らせいたします。

日本商品先物取引協会

[http://www.nisshokyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&pb\\_id=146](http://www.nisshokyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&pb_id=146)（平成23年4月6日付）

[http://www.nisshokyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&pb\\_id=157](http://www.nisshokyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&pb_id=157)（平成23年6月23日付）

経済産業省 商品先物市場／コモディティ・デリバティブス（「注意喚起事項」の欄ご覧ください）

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

農林水産省 商品先物取引（「注意喚起」の欄ご覧ください）

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/index.html>